

愛媛県災害廃棄物処理計画（令和4年9月改定）の概要

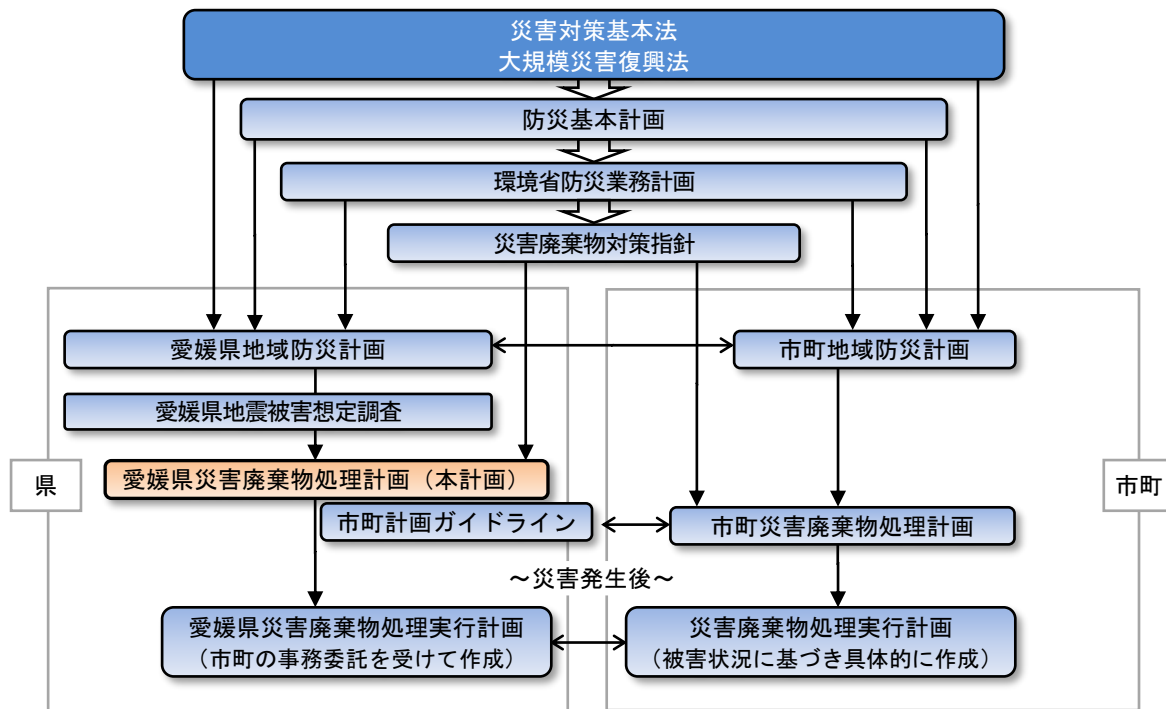
計画の目的

- ▶ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物を復旧・復興の妨げとならないよう、適正かつ迅速に処理
- ▶ 近年多発する気象災害（水害や土砂災害）によって発生する災害廃棄物の特性を把握し、適正かつ迅速に処理
- ▶ 災害発生後の災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にとどめ、県民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進

基本的事項

計画の位置付け

- ▶ 国の災害廃棄物対策指針に基づき、愛媛県地域防災計画及び愛媛県地震被害想定調査結果等の内容を踏まえて策定



基本的な考え方

- ▶ 県の災害廃棄物処理に関する実行計画策定のための考え方と、主に県及び市町が実施すべき事項等について整理
- ▶ 県の災害廃棄物処理に関する地域特性を十分に把握し、災害廃棄物処理についての新たな知見や他県・他都市の計画の動向を見据え、実効性の高い計画を策定
- ▶ 国の災害廃棄物対策指針に基づき、愛媛県地域防災計画及び愛媛県地震被害想定調査等を踏まえ、本県の特徴を反映

対象とする災害

- ▶ 地震災害、水害、その他自然災害

想定災害の規模

- ▶ 国の災害廃棄物対策指針及び県の地域防災計画を踏まえ、発生すれば甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震（基本ケース、陸側ケース）を想定
- ▶ 水害については災害廃棄物発生量の事前推計方法が確立されていないため、災害発生後の被害把握・推計方法を提示

対象とする災害廃棄物

- ▶ 災害廃棄物とは、地震災害、水害及びその他自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物をいい、本計画では津波堆積物も含む
 - ・ 災害によって発生する廃棄物（コンクリートがら、木質系廃棄物、津波堆積物など）
 - ・ 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（避難所ごみ、仮設トイレのし尿など）

計画の特長

災害廃棄物処理計画の内容

- 3つの段階に応じた的確な計画事項の選定ができるよう、**平常時、応急対応時、復旧・復興時**で整理

平常時（災害予防）

発災時における混乱を避けるため、情報収集・連絡体制や協力支援体制の整備、職員の教育訓練、気候変動適応策等、平常時に行う作業について整理

応急対応時

発災前（災害発生懸念時） 情報収集・連絡体制の確認等、発災前の事前対応について整理

発災直後～数日間 人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があるとともに、被害状況の全貌が明らかとなっていないため、初動期の緊急性の高い作業について整理

数日後～3か月程度 被災状況の全貌が明らかとなり、避難所生活が本格化し、災害廃棄物の処理が徐々に始まるため、本格的な処理に向け、作業が必要な事項について整理

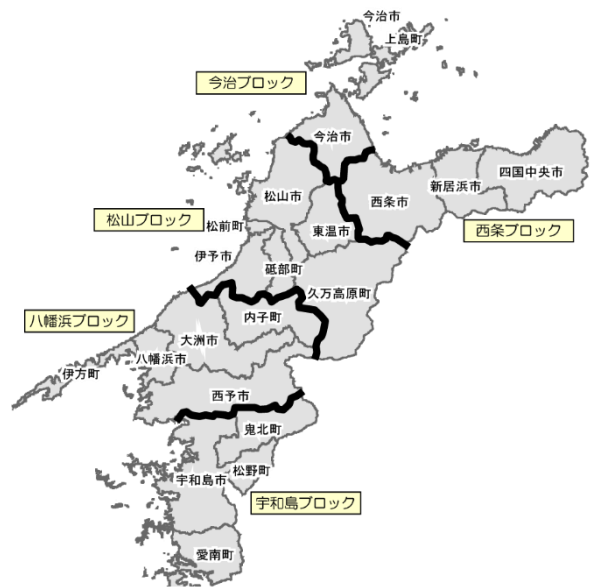
復旧・復興時（3か月以降～目標期間）

本格的な処理を進めるため、被災状況を基に、平常時に作成した災害廃棄物処理計画等を見直し、作業の実施状況や災害廃棄物推計量等の見直し事項、災害廃棄物処理実行計画への反映事項について整理

計画の見直し

- 県内を**5つの広域ブロック**に分け、災害廃棄物の処理にあたっては、それぞれの**地域特性**を十分に考慮
- 災害廃棄物処理の実施方法について、**組織体制・指揮命令系統、管理体制や民間事業者との連携強化内容**を整理
- 処理期間は、**3年間**を基本としながら、柔軟に検討
- 多様なケースに対応できるよう、適切な災害廃棄物発生規模の検討ケースを設定（①災害廃棄物発生量の試算、②既存処理施設能力の推計、③仮置場必要面積の推計）

県内の広域ブロック



災害廃棄物発生量の試算

「愛媛県地震被害想定調査報告書」にある建物被害棟数、津波浸水面積等の被害データを使用し、国の災害廃棄物対策指針に示される計算方法を用いて、市町別、県内広域ブロック別に災害廃棄物発生量を詳細に試算

対象とする災害の規模	災害廃棄物発生想定量
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	1,172 万トン
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	3,513 万トン

既存処理施設能力の推計

既存廃棄物処理施設の有効処理能力（焼却：10万トン/年、破砕：154万トン/年、最終処分：50万トン/年）
復旧・復興段階での有効に機能する廃棄物処理施設の把握

仮置場必要面積の推計

対象とする災害の規模	仮置場必要面積 (ha) ^{※1}		
	一次仮置場 ^{※2}	二次仮置場 ^{※3}	計
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	308	342	650
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	938	1,042	1,980

※1 一次仮置場への混合集積、二次仮置場での比較的大規模の処理を行う場合

※2 一次仮置場：災害廃棄物の発生箇所ですぐそばで、主に一時的な仮置きを行う仮置場

※3 二次仮置場：比較的面積が大きく、主に災害廃棄物の破砕・選別、焼却処理等を行う仮置場

- 5つの県内広域ブロック別に、各想定災害規模での処理フローを提示することにより、**地域の実状に即した体制の構築促進**
- 災害廃棄物発生量の推計及び県下の廃棄物処理施設的能力算定により、基本ケース以上の災害規模の場合は**県内仮設処理の設置又は広域処理、災害規模に応じて、県内広域ブロック内での相互協力、県内での相互協力、四国ブロック内での相互協力**
- 国の支援制度や災害廃棄物対策四国ブロック協議会の相互協力など広域連携の活用
- 定期的な訓練や過去の被災経験を通して実効性があるものに改善できるよう、**計画見直し**の考え方を提示